

議案第49号

愛西市部設置条例の全部改正について

愛西市部設置条例（平成17年愛西市条例第5号）の全部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年9月1日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、組織・機構の見直しを行うため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市部設置条例の全部を改正する条例

愛西市部設置条例（平成17年愛西市条例第5号）の全部を改正する。

（部の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。

- （1） 総務部
- （2） 企画政策部
- （3） 市民協働部
- （4） 健康福祉部
- （5） 産業建設部
- （6） 上下水道部

（部の分掌事務）

第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- （1） 総務部
 - ア 条例に関すること。
 - イ 情報政策に関すること。
 - ウ 財産に関すること。
 - エ 財政及び検査に関すること。
 - オ 契約に関すること。
 - カ 市税に関すること。
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、他の部の所管に属しないこと。
- （2） 企画政策部
 - ア 職員に関すること。
 - イ 秘書に関すること。
 - ウ 企画立案及び総合調整に関すること。
 - エ 総合計画に関すること。
- （3） 市民協働部

- ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- イ 防災、防犯及び交通安全に関する事。
- ウ 環境保全に関する事。
- エ コミュニティに関する事。

(4) 健康福祉部

- ア 子育て支援に関する事。
- イ 介護保険に関する事
- ウ 社会福祉に関する事。
- エ 保健及び医療に関する事。
- オ 国民健康保険及び国民年金に関する事。

(5) 産業建設部

- ア 産業振興に関する事。
- イ 道路、橋りょう及び水路に関する事。
- ウ 用地取得に関する事。
- エ 都市計画に関する事。
- オ 緑化及び公園に関する事。

(6) 上下水道部

- ア 下水道に関する事。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。